

令和5年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 **実施期間** 令和5年11月7日から12月13日まで
- 2 **対象とした
事項及び範囲** 令和4年度及び令和5年度
指定管理執行状況について
- 3 **対象施設名** ①飛騨高山ビッグアリーナ 【所管課：スポーツ推進課】
【指定管理者：(一財)高山市体育協会】
②飛騨高山まちの体験交流館 【所管課：文化財課】
【指定管理者：(株)ジェック経営コンサルタント】
③飛騨高山観光案内所 【所管課：観光課】
【指定管理者：ヤマト運輸(株)飛騨高山支店】
④すのまたふるさと学校体験学習施設
巣野俣野外研修施設 【所管課：農務課】
【指定管理者：巣野俣活性化事業共立組合】

4 着 眼 点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料（納入金）の支出（収入）の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書（仕様書）に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

所管課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、所管課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○飛騨高山ビッグアリーナ

・共通経費の按分について

飛騨高山ビッグアリーナの指定管理者は、体育施設を13施設管理しており、共通経費については、すべて収入実績を基準に各施設に按分し計上していた。

高山市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、各事業に共通する経費については、次の①～③の按分方法により計上すると規定している。

①税金を除く共通経費は、各事業の収入又は支出の割合を基準にする等、事業規模に応じて按分を行う

②消費税は、原則、各事業で生じた金額を計上する

③法人税は、各事業で生じた利益の割合により按分を行い、赤字事業については割振りをしないこととする

当該施設の消費税及び法人税については、ガイドラインによらず収入実績を基準に按分し、さらに、法人税は赤字を計上した飛騨高山ビッグアリーナを含む5施設に対しても按分していた。

共通経費の按分については、ガイドラインに基づき適正に実施されたい。

○飛騨高山まちの体験交流館

・附属施設の使用手続きについて

飛騨高山まちの体験交流館の附属施設は、現在カフェとして使用している。

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第17条第1項において、指定管理者は附属施設について、教育委員会の承認を得てその使用を許可することができる」と規定している。

しかしながら、仕様書においては、附属施設の使用許可申請書を市に提出し許可を受けるものとし、その申請様式の提出先は高山市教育長であるなど、条例との齟齬がある。

仕様書の表記に誤りがあるため、所管課は速やかに修正されたい。

・附属施設使用料等について

条例第18条第2項において、附属施設の使用料は、使用の許可があった日から10日以内に納入しなければならないと規定しているが、調査したところ、4月1日に許可し、4月15日に使用料が納入されていた。

使用料の納入が5日遅延していたが、指定管理者からの請求遅延もあったため、今後、指定管理者は条例に則り、許可日から10日以内に納入されるよう適切な事務を執行されたい。

さらに、水道光熱費の請求失念も見受けられたため、所管課は指定管理者と常に情報を共有し、的確な施設運営の助言及び指導に努められたい。

○飛騨高山観光案内所

・業務計画の履行について

飛騨高山観光案内所の指定管理者は、年度当初に提出する業務計画書において、宣伝及び広報活動を指定管理者の公式ホームページで行う計画としていたが、実施されていなかった。

また、宅急便の荷受けや手荷物預かりなど自主事業の実施を計画していたが、指定管理業務を受託した平成 31 年度以降、事業の実施は皆無であった。

指定管理者は、実施可能な計画を提案するとともに、適切に業務を遂行されるよう努められたい。

なお、指定管理者を選定する際には、民間のノウハウを活用した、独自の強みや自主事業などの提案内容も評価に含まれるため、所管課は、業務計画の履行に対し、責任を持って指導監督に努められたい。

・基本協定書の記載内容について

基本協定書の業務水準書において、市の所有に属する物品は「高山市物品管理規則」に基づいて管理するとしているが、その規則は存在せず、高山市会計規則の誤りであった。

また、基本協定書の管理物件(備品等)に、車椅子や電子レンジ、木製テーブル等 7 点の記載漏れがあった。

いずれも指定管理業務の根幹を成す基本協定書の誤りを、指定期間の最終年度となる現在まで見落としていたことになる。

所管課は、基本協定書の誤記等について速やかに修正するとともに、協定締結時には、内容に誤りがないか詳細に確認するよう努められたい。

・修繕費の精算について

当施設の修繕における年度協定額は 100,000 円で、事業報告書における支出済額も同額で計上されていた。修繕内容を調査したところ、令和 4 年度中には修繕費の支出がないにもかかわらず、チラシの印刷代を修繕費に仮装して事業報告書を提出し、精算を免れていた。

基本協定書第 27 条第 1 項において、修繕に使用しなかった額については、施設ごとに年度精算するものと規定している。

所管課は、精算されていない修繕費について、事業報告書を修正させた上で、必要な措置を講じられたい。

○すのまたふるさと学校体験学習施設・巢野俣野外研修施設

・除雪費用の予算計上について

仕様書において、維持管理業務で雪下ろし等の除雪を行うよう規定しているが、年度協定書では、除雪に要する費用はこれまで予算計上されていなかった。

令和4年度は、雪が少なく雪下ろしの費用は発生していないが、例年、町内会の協力により行っており、費用は賃金で対応していた。

当該施設のある巢野俣地域は、積雪が多いエリアであり、仕様書でも除雪業務について規定しているため、安全対策の面からも必要な除雪費用の予算計上を検討されたい。

む す び

市の指定管理者制度は、平成18年4月に開始後、今年度で18年目となり、現在230施設に導入している。

令和4年度は、コロナ禍の影響に加え、電気使用料及び燃料費等諸物価の高騰、労働者の所得水準の引き上げ等といった施設運営への影響を不可抗力と位置付け、その対応がとられた。

今後も、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、市は指定管理者とこれまで以上に十分な意思疎通を図るとともに、対等なパートナーシップを形成し、良質で効果的な指定管理制度の運用に努められたい。